

石巻地区広域行政事務組合議会会議録

令和5年11月30日 第2回定例会

石巻地区広域行政事務組合

令和5年石巻地区広域行政事務組合議会第2回定例会

議事日程第1号

令和5年11月30日（木）午前10時00分

開 会

- 第1 議席の指定
第2 会議録署名議員の指名
第3 会期の決定
第4 休会の決定
 諸般の報告
第5 提案理由説明
第6 認定第1号 令和4年度石巻地区広域行政事務組合一般会計決算認定について
第7 第13号議案 石巻地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び石巻地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第8 第14号議案 石巻地区広域行政事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
第9 第15号議案 石巻地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
第10 第16号議案 令和5年度石巻地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）
第11 第17号議案 監査委員を選任するにつき同意を求めることについて
散 会
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番 原 田 豊 議員	3番 都 甲 マリ子 議員
4番 遠 藤 宏 昭 議員	5番 高 橋 憲 悦 議員
6番 宇都宮 弘 和 議員	7番 鈴 木 良 広 議員
8番 西 條 正 昭 議員	9番 大 森 秀 一 議員
10番 小 野 恵 章 議員	11番 大 橋 博 之 議員
12番 阿 部 勝 徳 議員	14番 鈴 木 良 徳 議員
15番 安 倍 太 郎 議員	

欠席議員（2名）

2番 木 村 美 輝 議員	13番 佐 藤 良 一 議員
---------------	----------------

説明のため出席した者

理事長	石巻市長	齋藤	正美
副理事長	東松島市長	渥美	巖
会計管理者	石巻市会計管理者	三浦	孝一
事務局長		阿部	浩樹
事務局参事兼施設管理課長		秋保	祐二
事務局総務企画課長		佐々木	直樹
事務局介護認定審査課長		鈴木	敏寿
事務局総務企画課長補佐		本木	貴大
事務局総務企画課主幹兼財務係長		升野	純一
消防長		大内	正治郎
消防本部次長		及川	正浩
消防本部消防危機管理監		岩井	章弘
消防本部参事兼予防課長		酒井	裕之
消防本部総務課長		大森	康智
消防本部警防課長		袖	満正
消防本部指令課長		阿部	雅行
消防本部総務課副参事兼総務課長補佐		津久家	敏彦
消防本部総務課長補佐		平片	健一
監査委員	石巻市代表監査委員	堀内	賢市
監査委員事務局長		松崎	泰政

議会担当職員出席者

議会書記長	鹿野	忠一
議会書記長補佐	小田嶋	勝
議会書記	青木	秀樹
議会書記	高野	由紀

午前10時00分 開 会

○議長（安倍太郎議員） これより、令和5年石巻地区広域行政事務組合議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

木村美輝議員、佐藤良一議員から、欠席の通告がありますので御報告いたします。

また、須田善明理事から欠席の申し出がありますので、御報告いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第1号をもって進めます。

なお、広域広報並びに新聞等の報道のため、写真撮影の申し出がありますので、これを許可いたします。

日程に先立ち、組合議会議員の異動がありましたので、紹介いたします。

去る9月7日、27日の第3回石巻市議会定例会において、新たに石巻市議会議員の大森秀一さん、遠藤宏昭さんが選出されました。

また、任期満了に伴う女川町議会議員選挙が去る10月22日に行われ11月17日の第5回女川町議会臨時会において、新たに女川町議会議長に佐藤良一さん、当組合議会議員に鈴木良徳さんが選出されました。

よって、石巻地区広域行政事務組合規約第5条第1項及び第2項並びに第4項の規定に基づき、当組合議会議員に就任いたしました。

なお、ただいまの席は仮議席であることを申し添えます。

日程第1 議席の指定

○議長（安倍太郎議員） それでは、日程第1、議席の指定を行います。

先ほど報告いたしました新たな議員の議席については、組合議会会議規則第3条第1項の規定により、本職において議席を指定いたします。

ただいま着席のとおり、遠藤宏昭議員は議席番号4番、大森秀一議員は議席番号9番、佐藤良一議員は議席番号13番、鈴木良徳議員は議席番号14番に指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（安倍太郎議員） それでは、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番都甲マリ子議員、9番大森秀一議員、以上2議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第3、会期の決定を行います。

お諮りいたします。

今期議会の会期は本日から12月5日までの6日間といたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） 御異議なしと認めます。

よって、今期議会の会期は本日から12月5日までの6日間と決定いたしました。

日程第4 休会の決定

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第4、休会の決定を行います。

お諮りいたします。

明日から12月4日まで休会とし、12月5日、本会議を再開することにいたしたいと思いを。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） 御異議なしと認めます。

よって、明日から12月4日まで休会とし、12月5日、本会議を再開することに決定いたしました。

この際、諸般の報告を行います。

石巻市議会選出議員の異動に伴い、石巻市議会選出議員から選任する議会運営委員につきましては、遠藤宏昭議員を石巻地区広域行政事務組合議会委員会条例第6条第1項の規定により、9月27日付で指名しております。

また、女川町議会選出議員の異動に伴い、女川町議会選出議員から選任する議会運営委員につきましては、佐藤良一議員を石巻地区広域行政事務組合議会委員会条例第6条第1項の規定により、11月17日付で指名しておりますことを御報告申し上げます。

次に、理事長から報告第2号及び第3号の専決処分の報告について報告があり、配付いたしております。

また、監査委員から例月出納検査の結果について報告があり、お手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第5 提案理由説明

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第5、提案理由説明であります。

理事長から提案理由の説明を求めます。理事長。

（理事長、登壇）

○理事長（齋藤正美） 皆さん、おはようございます。

それでは、提案理由について御説明申し上げます。

令和4年度一般会計決算認定など諸案件を提出するに当たりまして、その概要を御説明申し上げ、議員各位の御賛同を賜りたいと存じます。

はじめに、認定第1号、令和4年度石巻地区広域行政事務組一般会計決算認定について、御説明申し上げます。

予算現額63億2,015万6,000円に対しまして、歳入決算額は63億4,368万6,037円、歳出決算額は61億4,809万4,263円で、歳入歳出差引残額は1億9,559万1,774円となっております。

この差引残額につきましては、地方自治法第 233 条の 2 の規定に基づき、8,009 万 1,474 円を財政調整基金に繰り入れし、1 億 1,550 万 300 円を翌年度へ繰越ししております。

なお、一般会計歳入歳出決算に係る、主要な施策の成果等に関する説明書を配付しておりますが、本組合における各種事業を推進できましたことは、議員各位の御理解と御協力の賜ものと感謝いたしているところであります。

次に、第 13 号議案、石巻地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び石巻地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。令和 5 年人事院勧告に基づき、初任給を始め若年層に重点を置いた給料月額引き上げ等、国家公務員の給与制度に準じて改正を行うものであります。

次に、第 14 号議案、石巻地区広域行政事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例であります。情報処理システム等のソフトウェアに係る使用許諾契約が普及してきたことにより、長期継続契約の適用範囲を拡大し、より実情に則した契約事務が図られるよう改正を行うものであります。

次に、第 15 号議案、石巻地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例であります。国が示す火気設備等の基準である、条例の制定に関する基準を定める省令等が改正されたことに伴い、改正を行うものであります。

次に、第 16 号議案、令和 5 年度石巻地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第 1 号）であります。今回補正の歳出の主な内容は、各款の人件費については、人事異動等に伴う増減や、給与改定に伴う増額を行うものであります。

その他の経費については、介護保険法改正に伴う介護認定支援システム改修作業委託料の増額や、物価高騰の影響による燃料費の増額、各種契約の確定に伴う執行残の減額など、今後の執行見込額を調整したものであります。

以上の結果、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 8,817 万 5,000 円を減額し、総額を 67 億 6,200 万 4,000 円とするものであります。

次に、第 17 号議案、監査委員を選任するにつき同意を求めることについて、であります。女川町議会議員の任期満了により欠員となった監査委員について選任し、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、それぞれの提案の詳細につきましては、後ほど事務局長及び消防長から御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（安倍太郎議員） ただいまの、理事長の提案理由に対する質疑につきましては、議案審議の際行うことといたしたいと思っておりますので、御了承願います。

日程第 6 認定第 1 号 令和 4 年度石巻地区広域行政事務組合一般会計決算認定について

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第 6、認定第 1 号、令和 4 年度石巻地区広域行政事務組合一般会計決算認定についてを議題といたします。

本案につきまして、事務局長の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（阿部浩樹） ただいま上程されました、認定第1号、令和4年度石巻地区広域行政事務組合一般会計決算認定について御説明を申し上げますので、表紙番号2、令和4年度石巻地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算書の4ページをお開き願います。

決算の総覧であります。予算現額63億2,015万6,000円に対しまして、歳入決算額は63億4,368万6,037円、歳出決算額は61億4,809万4,263円で、差引き残額は1億9,559万1,774円となり、差引き残額のうち、8,009万1,474円を財政調整基金に繰入し、1億1,550万300円を翌年度繰越しとしておりますが、その内訳といたしまして、事業の繰越しに係る財源が3,550万300円、決算剰余金が8,000万円でございます。

次に、予算額と決算額との比較について申し上げます。

歳入は予算額に対して2,353万37円上回り、執行率は100.4%となっております。

一方、歳出では、1億7,206万1,737円の残額が生じ、執行率は97.3%となっております。

次に、歳入歳出決算の概要について御説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

はじめに、歳入であります。1款、分担金及び負担金は、予算現額58億3,027万9,000円に対し、収入済額は同額となっております。

2款、使用料及び手数料は、予算現額1億6,020万2,000円に対し、収入済額は1億6,560万4,226円で、540万2,226円の増となっております。その主な要因は、クリーンセンターにおける清掃処理手数料の増によるものであります。

3款、国庫支出金は、予算現額1,414万1,000円に対し、収入済額は同額となっております。これは、緊急消防援助隊整備費補助金であります。

4款、県支出金は、予算現額2,461万4,000円に対し、収入済額は2,473万7,072円で、12万3,072円の増となっております。これは、宮城県派遣職員給与負担金及び消防移譲事務交付金であります。

5款、財産収入は、予算現額7,994万6,000円に対し、収入済額は8,762万9,390円で、768万3,390円の増となっておりますが、その主な要因は、クリーンセンターにおける電力売払収入の増などによるものであります。

6款、寄附金は、予算現額7,355万5,000円に対し、収入済額は同額となっております。これは、消防車両の更新費用に係る消防費寄附金であります。

7款、繰入金は、予算現額3,719万円に対し、収入済額は3,701万6,675円で17万3,325円の減となっておりますが、これは歳出、地域振興費の予算に係る執行残を調整し、ふるさと市町村圏基金からの繰入金を減額したものであります。

8款、繰越金は、予算現額4,600万4,000円に対し、収入済額は4,600万円で、これは前年度決算剰余金の繰越金であります。

9款、諸収入は、予算現額752万5,000円に対し、収入済額は1,802万3,674円で

1,049万8,674円の増となっておりますが、その主な要因は、新型コロナウイルス患者移送協力金及び令和4年3月の福島県沖地震の被害に伴う市有物件災害見舞金の増などであります。

10款、組合債は、予算現額4,670万円に対し、収入済額は同額であり、これは消防施設整備事業債であります。

次に、歳出について御説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

1款、議会費は、予算現額177万円に対し、支出済額は166万7,141円となっております。

2款、総務費は、予算現額1億5,729万1,000円に対し、支出済額は1億5,079万5,537円となっております。

1項、総務管理費で1億3,312万9,450円の支出済額となっておりますが、これは、職員人件費、財務会計システム回線使用料、例規集更新データ作成委託料などであり、ます。

2項、市町村振興費で1,766万6,087円の支出済額となっておりますが、これは、圏域紹介パンフレット印刷製本費、ふるさと市町村圏基金積立金などであり、ます。

次に、3款、民生費は、予算現額1億3,752万8,000円に対し、支出済額は1億3,517万7,524円となっております。

1項、養老施設費で7,215万9,664円の支出済額となっておりますが、これは養護老人ホーム万生園PFIサービス対価であります。

2項、介護保険費で6,301万7,860円の支出済額となっておりますが、これは、職員人件費及び介護認定審査会に要した経費であります。

次に、4款、衛生費は、予算現額22億7,002万3,000円に対し、支出済額は21億6,061万2,671円となっておりますが、これは、職員人件費及び衛生センター、クリーンセンターの維持管理経費などであり、ます。

次に、5款、消防費は、予算現額36億79万1,000円に対し、支出済額は、35億5,053万2,961円となっておりますが、その主なものは、職員人件費、PFIサービス対価、指令システム等の保守管理委託料及び消防車両等の備品購入費などであり、ます。

次に、6款、災害復旧費は、予算現額2,000円であり、ますが、未執行となっております。

次に、7款、公債費は、予算現額1億4,931万円に対し、支出済額は、1億4,930万8,429円となっております。

8款、予備費は、5款消防費に55万9,000円を充用し、344万1,000円の執行残となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（安倍太郎議員） 次に、監査委員から決算審査結果についての報告を求めます。

堀内代表監査委員。

○監査委員（堀内賢市） 令和4年度石巻地区広域行政事務組合一般会計決算の審査の結

果につきまして、監査委員を代表し、御説明申し上げます。

表紙番号4、審査意見書の1ページを御覧願います。

理事長から審査に付されました令和4年度一般会計決算及び決算附属書類について、審査を実施いたしましたところ、いずれも関係法令に準拠して作成され、計数は正確であり、決算内容や予算執行状況は適正であると認めました。

それでは、審査意見書に基づき、その概要について、御説明申し上げますので、2ページを御覧願います。

はじめに、決算規模でございますが、予算現額63億2,015万6,000円に対し、歳入決算額は63億4,368万6,037円で、執行率は100.4パーセント、歳出決算額は61億4,809万4,263円で、執行率は97.3パーセントでございます。

この結果、歳入歳出差引額は、1億9,559万1,774円となり、翌年度へ繰越すべき財源、3,550万300円を差し引いた実質収支額は、1億6,009万1,474円の黒字となっております。

このうち、8,009万1,474円を財政調整基金に積立てし、残る8,000万円を翌年度に繰越しいたしております。

次に、3ページから24ページまでの歳入歳出款別決算につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

また、実質収支に関する調書につきましては25ページに、財産に関する調書につきましては、26ページに記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上、決算審査の概要について御説明申し上げます。

次に、28ページからのむすびを御覧願います。

1の決算の概況につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、2の今後に望むことについてでございます。

衛生関係のし尿処理施設については、し尿処理施設整備統合方針に基づき予定どおり進められたところではありますが、職員配置は施設稼働率が年々減少しているなかでも、統合時の増員が令和11年度まで継続する計画となっておりますことから、施設状況を検証され、適正な職員配置と効率的な運営が行われるよう組織市町とも協議を進めていただきたいと思います。

次に焼却施設ですが、本年1月に新施設建設の方針が決定され、現在、第1次循環型社会形成推進地域計画の策定が進められております。焼却施設は整備にも維持管理にも多額の経費を要する施設でありますので、経済性、効率性の視点を持って組織市町との連携を密にされ、適時、議会等への情報提供など情報公開に努めていただきたいと思います。

次に、消防関係ですが、河北消防署については、来年4月の開署が待たれるところであり、その他の署所についても、消防本部庁舎の令和8年度のPFI事業満了に伴う更新改修計画の策定や25年を経過する河北消防署桃生出張所等、消防施設個別施設

計画に基づく改修を視野に入れ、組織市町との協議を密にして、進めていただきたいと思います。

また、消防の連携、協力及び指令業務の共同運用については、昨年 10 月に消防連携・協力実施計画を策定され、本年 1 月に宮城県から、連携、協力対象市町村の指定を受けたところであります。

現在、令和 8 年 4 月からの宮城県東部消防指令センターの運用開始や応援計画の見直し等による消防力の強化に向け協議が進められております。

災害や火災への対応のほか、救急出動件数は 9,449 件、一日当たり 25.9 件という数字からみましても、住民の安心安全に対する消防本部への期待は大きなものがあると思われま。

そのような中で、本年 6 月に発生した救急出動における現場到着の遅延事案は、住民の不安を惹起させるものであります。

対応マニュアルの検証とともに組織市町、消防団との連携のもと消防体制の充実を図り、地域住民の期待に応えられる取組みを望むものであります。

最後に、昨年 10 月に策定されました石巻圏域定住自立圏共生ビジョンでは、大幅な人口減少が見込まれ、定住自立圏の形成には、各市町が保有する機能、資源を有効に活用し、2市1町が一体となって令和 8 年度の数値目標の達成に向け取り組むことが求められております。

整備方針が決定したクリーンセンター新設に関する事務量は多大であります。昨年度のごみ共同処理業務の指摘に対し、組織市町清掃担当課長会議で検討されていることは評価するところでありますが、クリーンセンターに関する業務が優先され、ごみ処理行政のあり方の検討が進まないことが懸念されるところであります。

ごみ処理行政のあり方の検討は、今後の本組合の共同処理に繋がるものであり、その業務量も軽微ではないことから、焼却施設の新施設建設推進と合わせ、事務の共同処理のあり方に関する調査、研究が推進されるよう組織市町との協議を進め、取組まれることを望むものであります。

私からの説明は、以上でございます。よろしく、御理解賜りたいと存じます。

○議長（安倍太郎議員） 以上で議案説明および監査報告が終わりましたが、本案に関する議事を中止し、質疑は12月5日の議案審議の際に行います。

日程第 7 第 13 号議案 石巻地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び石巻地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第 7、第13号議案、石巻地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び石巻地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、事務局長の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（阿部浩樹） ただいま上程されました、第 13 号議案、石巻地区広域行政事

務組合職員の給与に関する条例及び石巻地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

人事院は、本年8月7日、官民給与の較差を踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置いた給料月額引き上げと、民間の支給状況を反映した期末・勤勉手当の引き上げについて、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与の勧告を行っており、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が、11月17日に国会で可決、成立されたところであります。

本組合職員の給与につきましては、国家公務員の給与制度に準じて改定を行ってきたところであり、今回の人事院勧告につきましても、勧告どおり改正を行おうとするものであります。

それでは、改正内容について御説明申し上げますので、表紙番号1の1ページから16ページまで、併せて表紙番号6の条例の一部改正新旧対照表の1ページから31ページまでを御覧願います。

はじめに、表紙番号1の1ページ、第1条、石巻地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正であります。第18条は文言の修正について、第26条は、本年12月の期末手当の支給割合を、一般職につきましては0.05月分引き上げ、現行の支給割合100分の120を100分の125に、定年前再任用短時間勤務職員につきましては0.025月分引き上げ、現行の支給割合100分の67.5を100分の70に改めるものであります。

第29条は、本年12月の勤勉手当の支給割合を、一般職につきましては0.05月分引き上げ、現行の支給割合100分の100を100分の105に、定年前再任用短時間勤務職員につきましては0.025月分引き上げ、現行の支給割合100分の47.5を100分の50に改めるものであります。

また、2ページから5ページまでの別表第1は行政職給料表を、6ページから10ページまでの別表第2は消防職給料表を、初任給及び若年層に重点を置いて、平均1.1パーセントの引き上げを行うものであります。

次に、11ページの第2条であります。令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合について、第1条で引き上げ改定した割合を、6月と12月に均等になるよう配分するものであり、第26条の期末手当の支給割合を、一般職につきましては100分の125を100分の122.5に、定年前再任用短時間勤務職員につきましては100分の70を100分の68.75に改め、第29条の勤勉手当の支給割合を、一般職につきましては100分の105を100分の102.5に、定年前再任用短時間勤務職員につきましては100分の50を100分の48.75に改めるものであります。

次に、第3条の石巻地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。12ページから15ページまでの別表第1、行政職給料表について、一般職の給与改定に併せて引き上げを行うものであります。

次に、16ページの附則であります。附則第1条第1項は、本条例を公布の日から施行し、第2条の規定については、令和6年4月1日から施行しようとするもので

あります。

次に、附則第1条第2項は、改正後の給与条例等の給料表について、本年4月1日から適用しようとするものであります。

次に、附則第2条は、給与の内払について規定したものであります。

次に、附則第3条は、規則への委任を規定したものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（安倍太郎議員） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） なければ、これにて質疑を終結します。

討論に入ります。本案について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。お諮りいたします。

第13号議案、石巻地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び石巻地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 第14号議案 石巻地区広域行政事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第8、第14号議案、石巻地区広域行政事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を議題といたします。

本案について、事務局長から説明を求めます。事務局長。

○事務局長（阿部浩樹） ただいま上程されました、第14号議案、石巻地区広域行政事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について、御説明申し上げます。

表紙番号1の17ページを御覧願います。

本案は、近年普及してきた情報処理システム等のソフトウェアに係る使用許諾契約、いわゆるライセンス契約など、長期継続契約とすることができる契約の範囲について、国からの通知を踏まえて見直すこととし、より実情に則した事務が図られるよう、現行の石巻地区広域行政事務組合長期継続契約とする契約を定める条例の全部を改正しようとするものであります。

以下、条文に従いまして御説明申し上げます。

第1条は、本条例の趣旨について、第2条は、契約の対象について、第3条は、公表について、第4条は、委任について定めております。

次に、附則であります。附則第1項は、本条例の施行期日を令和6年4月1日と

するものであります。

第2項は経過措置について、第3項は準備行為について定めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（安倍太郎） 以上で議案説明が終わりましたが、本案に関する議事を中止し、質疑は12月5日の議案審議の際に行います。

日程第9 第15号議案 石巻地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第9、第15号議案、石巻地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、消防長の説明を求めます。消防長。

○消防長（大内正治郎） ただいま上程されました第15号議案、石巻地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

表紙番号1、18ページから20ページ、併せまして表紙番号6、条例の一部改正新旧対照表、32ページから35ページを御覧願います。

本改正は、国が示す火気設備等の基準である、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等が改正されたことに伴い、本組合火災予防条例の一部を改正しようとするものであります。

主な変更内容ですが、2点ございます。

1点目は、条例第13条の改正であります。

第1項において、脱炭素社会の実現等に向け、蓄電池設備の更なる普及の拡大や、大容量化が見込まれるとともに、材料、構造等の多様化が進んでいること、及び、日本産業規格等の標準規格において、出火防止措置や延焼防止措置等が盛り込まれるようになったこと等を踏まえ、これまで主に開放型の鉛蓄電池を想定した従前の基準について、リチウムイオン蓄電池などの新たな種別の蓄電池への対応や、さらなる大容量化等を踏まえた蓄電池設備の種別や安全性に応じた内容となるように、規制の対象を定める単位を現在のアンペアアワー・セルから、蓄電池の容量を表すキロワット時に改めるなど、所要の見直しを図るものであります。

また、第3項において、蓄電池設備を屋外に設ける場合、原則として建築物から3メートル以上の距離を設ける必要がありますが、外壁を不燃材料等で覆うなどの一定の延焼防止措置が講じられた場合、離隔距離を不要とする緩和措置を追加しようとするものであります。

2点目は、火気使用設備・器具と建築物等との間で必要とされる、火災予防上安全な離隔距離を定めている別表第3についての改正で、固体燃料を使用する厨房設備の離隔距離を新たに定めるものです。

現行では、別表第3の厨房設備の項に、木炭等の固体燃料を使用する厨房設備の定めがないため、設置する場合には、周囲に2から3メートルの離隔距離が必要とな

り、設置できる場所が限られているという課題がありました。

このため炭火焼き器を厨房に設置する場合の周囲に与える熱影響について検証が行われ、実態に即した離隔距離が総務省消防庁より示されたことにより、新たな設置基準を追加しようとするものであります。

そのほか、第 11 条、第 11 条の 2 につきましては、条文中の文言の整理を行うものであります。

また、第 44 条につきましては、火を使用する設備等の設置届出の蓄電池設備設置の届出基準について、20 キロワット時以下のものは除く、と追加するものであります。

次に施行予定期日ですが、附則第 1 項において、本条例は令和 6 年 1 月 1 日から施行しようとするものであるほか、附則第 2 項から第 4 項において経過措置を規定しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安倍太郎議員） 以上で議案説明が終わりましたが、本案に関する議事を中止し、質疑は12月5日の議案審議の際に行います。

日程第 10 第 16 号議案 令和 5 年度石巻地区広域行政事務組合一般会計補正
予算（第 1 号）

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第10、第16号議案、令和5年度石巻地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、事務局長の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（阿部浩樹） ただいま上程されました、第 16 号議案、令和 5 年度石巻地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第 1 号）について、御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、職員の人事異動や給与改定に伴う人件費の整理、各種事業における今後の執行見込額の整理のほか、県支出金、繰越金の増額、歳入歳出の財源調整による市町負担金の減額などを行うものであります。

それでは、表紙番号 5、令和 5 年度石巻地区広域行政事務組合一般会計補正予算の 1 ページを御覧願います。

第 1 条は歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 8,817 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 67 億 6,200 万 4,000 円とするものであります。

第 2 項は、宮城県新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関等設備整備事業費補助金の交付決定を受けたことから、歳入予算 3 款、県支出金の項の区分中、2 項県委託金を 3 項県委託金に改め、1 項県負担金の次に 2 項県補助金を加えるものであります。

次に、第 2 条は繰越明許費であります。4 ページ、第 2 表、繰越明許費にありますように、4 款衛生費、1 項衛生費の各機械定期点検整備事業で 1 億 9,671 万 3,000 円、焼却設備復旧整備事業で 5 億 1,718 万 7,000 円を繰越ししようとするものであり

ます。

次に、第3条は地方債の補正であります。

4 ページ、第3表、地方債補正にありますように、焼却設備復旧整備に係る契約額の確定により、衛生施設整備事業債の限度額を50万円減額し、3億8,780万円に、消防指令センターの整備に係る各種設計業務委託並びに消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の購入に伴う契約額の確定により、消防施設整備事業債の限度額を1,810万円減額し、1億3,330万円に変更しようとするものであります。

それでは、事項別明細書により、歳出から御説明申し上げますので、30 ページを御覧願います。

1 款、議会費、1 項 1 目、議会費で25万9,000円減額しておりますが、これは、組合議会議員改選に伴う報酬の減と、旅費の執行残による減であります。

次に、32 ページを御覧願います。

2 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費に751万3,000円増額しておりますが、これは、人件費の増と、各種委託料の契約執行残の減などによるものであります。

2 目、企画費で6万8,000円減額しておりますが、これは、借上料の契約執行残による減であります。

3 目、監査委員費で93万3,000円減額しておりますが、これは、人件費及び旅費などの減によるものであります。

次に、36 ページを御覧願います。

2 項 1 目、地域振興費で159万5,000円減額しておりますが、これは、おにぎり大使派遣事業委託料及びふるさと探訪ツアー事業委託料の契約執行残などによる減であります。

2 目、ふるさと市町村圏基金費に2,000円増額しておりますが、これは、利子積立金の増であります。

次に、38 ページを御覧願います。

3 款、民生費、2 項 1 目、介護認定審査費に460万3,000円増額しておりますが、これは、人件費の減と、介護認定支援システム改修作業委託料を措置したことなどによる増であります。

次に、40 ページを御覧願います。

4 款、衛生費、1 項 1 目、衛生総務費に178万1,000円増額しておりますが、これは、人件費の増と、消耗品費の減などによるものであります。

2 目、衛生施設費で5,657万7,000円減額しておりますが、これは、東部衛生センターに係る人件費と薬品費等の減、旧西部衛生センターの閉鎖作業に係る処理槽清掃業務委託料の執行残などの減、及び東部衛生センターの焼却設備復旧に係る契約執行残による減などであります。

次に、42 ページを御覧願います。

3 目、清掃施設費で84万8,000円減額しておりますが、これは、クリーンセンターに係る人件費の減と、燃料費の増などによるものであります。

4目、財政調整基金費に1,000円増額しておりますが、これは、利子積立金の増であります。

次に、44ページを御覧願います。

5款、消防費、1項1目、常備消防費で689万8,000円減額しておりますが、これは、人件費の増と、消耗品費、燃料費の増、光熱水費の減などでありまして。

2目、消防施設費で1,564万9,000円減額しておりますが、これは、車両購入費と消防器具費の契約執行残による減であります。

3目、宮城県東部消防通信指令事務協議会費で1,916万円減額しておりますが、これは、消防指令センター実施設計業務委託料、庁用器具費の契約執行残などによる減であります。

次に、46ページを御覧願います。

4目、財政調整基金費に5,000円増額しておりますが、これは、利子積立金の増であります。

次に、48ページを御覧願います。

7款、公債費、1項2目、利子で9万3,000円減額しておりますが、これは、令和4年度に借入した消防施設整備事業債の利率確定に伴う減であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、10ページにお戻り願います。

1款、分担金及び負担金、1項1目、市町負担金で1億1,601万9,000円減額しておりますが、これは、前年度繰越金等の収入の増や、先ほど御説明申し上げました歳出予算の減額などによるものであります。

2目、宮城県東部消防通信指令事務協議会負担金で928万4,000円減額しておりますが、これは、先ほど御説明申し上げました歳出予算の減額などによるものであります。

次に、12ページを御覧願います。

2款、使用料及び手数料、2項2目、衛生手数料で1,531万9,000円減額しておりますが、これは、ごみ処理手数料の減などによるものであります。

3目、消防手数料に44万円増額しておりますが、これは、特定タンク検査手数料の増であります。

次に、14ページを御覧願います。

3款、県支出金、1項1目、消防費県負担金で7,000円減額しておりますが、これは、宮城県派遣職員給与負担金の減によるものであります。

次に、16ページを御覧願います。

2項1目、消防費県補助金に41万2,000円増額しておりますが、これは、宮城県新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関等設備整備事業費補助金の確定に伴い措置したものであります。

次に、18ページを御覧願います。

4款、財産収入、1項2目、利子及び配当金に8,000円増額しておりますが、これは、財政調整基金等の預金利子の増によるものであります。

次に、20 ページを御覧願います。

2 項 1 目、物品売払収入で 801 万 4,000 円減額しておりますが、これは、クリーンセンターの鉄及びアルミ売払収入の増、電力売払収入の減によるものであります。

次に、22 ページを御覧願います。

5 款、繰入金、1 項 2 目、ふるさと市町村圏基金繰入金で 159 万 5,000 円減額しておりますが、これは、歳出予算の減額に伴う財源調整であります。

次に、24 ページを御覧願います。

6 款、繰越金、1 項 1 目、繰越金に 8,000 万円増額しておりますが、これは、前年度決算による繰越金を措置したものであります。

次に、26 ページを御覧願います。

7 款、諸収入、3 項 1 目、雑入で 19 万 7,000 円減額しておりますが、これは、自治振興センターコミュニティ助成事業交付金の減などによるものであります。

次に、28 ページを御覧願います。

8 款、組合債、1 項 1 目、衛生債の 50 万円の減額、及び 2 目、消防債の 1,810 万円の減額であります。これは、地方債補正で御説明申し上げました、各事業の契約額が確定したことなどによるものであります。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（安倍太郎議員） 以上で議案説明が終わりましたが、本案に関する議事を中止し、質疑は12月5日の議案審議の際に行います。

日程第 11 第 17 号議案 監査委員を選任するにつき同意を求めることについて

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第11、第17号議案、監査委員を選任するにつき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について、理事長の説明を求めます。理事長。

○理事長（齋藤正美） ただいま上程されました、第 17 号議案、監査委員を選任するにつき同意を求めることについて御説明申し上げますので、表紙番号 1 の 21 ページをお開き願います。

本案につきましては、組合同約第 11 条第 2 項の規定により、組合議会の議員のうちから選任することとなっておりますことから、佐藤良一女川町議会議長を本組合議会選出の監査委員として選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（安倍太郎議員） 本案は人事案件でございますので、前例に倣い、質疑・討論を用いず決したいと思います。

これより採決に入ります。

本案はこれに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(安倍太郎議員) 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。大変御苦労様でした。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時55分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

石巻地区広域行政事務組合議会

議 会 議 長 安 倍 太 郎

署 名 議 員 都 甲 マリ子

署 名 議 員 大 森 秀 一